

健康調査票説明書

2020年12月23日改訂版

変更点は色付き部分です

- 1 毎日、検温と症状の確認をし、健康調査票に記入のうえ、学校に持参させてください。
- 2 次の場合は、出席停止となりますので、学校に連絡してください。

- ① 風邪の症状や発熱（下の「発熱の基準」をご確認ください）がある場合
（解熱剤を飲み続けなければならない場合も含む）
- ② 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある場合
- ③ 風邪の症状や下の「発熱基準」にある発熱がなくなった後の、経過観察のための出席停止
- ④ 児童生徒が濃厚接触者となった場合と、**接触者となった場合**
児童生徒の同居家族が新型コロナウイルス感染症の検査（PCR検査等）を受ける場合
- ⑤ 海外からの帰国による自宅待機期間中にあたる場合
- ⑥ 持病があり、感染すると重症化する恐れがある場合
- ⑦ 保護者が児童生徒の感染を心配し、登校を控える場合
- ⑧ 児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

【学校への連絡事項】

- ① 症状が出始めた日
- ② 受診した医療機関名と受診日
- ③ 診断名など医師の指示について

【発熱の基準】

1 平熱が37.0度未満の場合

検温の結果、体温が37.5度以上の場合、体調不良がなくても、出席停止とします。感染症法では、発熱とは37.5度以上と定義されていますが、検温した結果、体温が37.5度未満であっても、平熱より0.5度以上高く、かつ、体調不良（だるい、食欲不振、嘔気など）がある場合も、発熱の可能性があるため、出席停止とします。

2 平熱が37.0度以上の場合

平熱より0.5度以上高い場合は、症状がなくても出席停止とします。検温した結果、体温の上昇が平熱より0.5度未満であっても、体調不良（だるい、食欲不振、嘔気など）がある場合も、出席停止とします。これまでに保護者からかかりつけ医等にお子様の平熱や発熱の基準について相談したことがあれば、学校にご連絡ください。

- ※ 「1」「2」で出席停止となった場合は、保護者からかかりつけ医等に受診や電話等で相談し、登校の可否を確認し、学校にご連絡ください

※ 風邪の症状とは「呼吸器症状：咳、鼻水、たん、息苦しさ（呼吸困難を除く）等」が該当します
※ 発熱がなく、風邪の症状のみでも出席停止となります

- 3 健康観察をもとに風邪の症状がある場合は、インフルエンザの可能性もふまえ、12～48時間以内にかかりつけ医等に電話で受診等の時期について相談してください。
- 4 次のいずれかに当てはまる場合、**藤沢コロナ受診相談センター**にご相談ください。

- ・味覚・嗅覚障害、強いだるさなどがある
- ・新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者など
- ・接触確認アプリ（COCOA）やLINE コロナお知らせシステムから通知が来た

藤沢コロナ受診相談センター 50-8200（毎日 9:00～21:00）

- 5 出席停止後の登校再開について
 - ① **医療機関を受診している場合は**、医師の指示に従いますので、学校にご連絡ください。
 - ② **医療機関を受診していない場合は**、症状がなくなった日から登校可としますので、学校にご連絡ください。
- 6 出席停止の対象となる風邪症状と区別するため、日常からアレルギー性鼻炎や喘息等による咳がみられる場合は、健康調査票のメモ欄を利用するなどして、事前に学校に連絡してください。その際、できる限りかかりつけ医に登校の可否について電話で相談し、その結果を学校に連絡してください。
- 7 お子様の様子で、健康面以外にも気になることやご心配の点がございましたら、遠慮なく学校まで相談してください。

以上

保護者様

藤沢市教育委員会

学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する変更について(お知らせ)

出席停止基準を1月から変更いたしますので、ご確認ください。

なお、今後も感染状況に応じて出席停止基準の見直しをすることがございますので、ご了承ください。また、**最新の情報をご確認ください**ようお願いいたします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次の点をご確認のうえ、登校するようお願いいたします。

1 出席停止基準の変更点について

裏面の健康調査票説明書「2 次の場合は、出席停止となりますので、学校に連絡してください。」の一部について、変更いたします。

12月24日(木)まで	④ 児童生徒が濃厚接触者(同居家族が感染した場合など)となった場合
小学校1月8日(金)・ 中学校1月7日(木)から 当面の間	④ 児童生徒が濃厚接触者(同居家族が感染した場合など)となった場合及び接触者となった場合、並びに児童生徒の同居家族が新型コロナウイルス感染症の検査(PCR検査等)を受ける場合

濃厚接触者及び接触者については、保健所が施設調査等を行い、周辺の環境や接触状況などから総合的に判断します。

今後、児童生徒本人が濃厚接触者となった場合に加え、同居家族が新型コロナウイルス感染症の検査(PCR検査等)を受けている間は、同居家族の症状の有無にかかわらず、出席停止とします(例示参照)。

なお、冬季休業中の登校の際についても、同様に控えてください。

(例)

- ・中学生のAが発熱し、医療機関を受診したところ、PCR検査を実施することになった場合
→Aの兄弟姉妹の児童生徒の出席停止とする
- ・同居の保護者に症状はないが、保護者の職場全員にPCR検査を実施する場合
→児童生徒の出席停止とする
- ・小学生のBの在籍するクラスで児童の感染が分かり、Bが濃厚接触者としてPCR検査を実施することになった場合
→Bの兄弟姉妹の出席停止とする
- ・同居家族の感染がわかり、児童生徒が濃厚接触者となった場合
→当該児童生徒を出席停止とする

2 変更の理由

現在の感染状況を勘案し、学校での感染を未然に防ぐ必要があるため、同居家族が新型コロナウイルス感染症の検査(PCR検査等)を受ける場合に出席停止とすることといたします。

3 学校への連絡について次のような場合には、**症状が出始めた日・受診した医療機関名と受診日・診断名などの医師の指示について**、必ず学校にご連絡いただきますようお願いいたします。

12月29日以降に確認された場合は、1月4日に学校へ連絡してください。

また、冬季休業後の登校については、保健所や医療機関の指示に従ってください。

- ① 児童生徒及び同居家族が新型コロナウイルス感染症の検査(PCR検査等)を受ける場合
- ② 「①」の検査結果が判明した場合
- ③ 児童生徒及び同居家族が濃厚接触者及び感染者となった場合

なお、学校は個人情報に配慮しながら、感染状況等を市教育委員会及び保健所と情報共有をいたしますので、あらかじめご了承ください。

裏面に続く